

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(議事録)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 議事録には出席理事全員が<u>記名押印</u> または<u>署名</u>し、常にこれを事務室に 備えて置かなければならない。</p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p>第32条 資産総額の変更は、毎会計年度の 現在により会計年度終了後<u>3月</u> 以内に登記しなければならない。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日</u> <u>平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 議事録には出席理事全員が<u>署名押印</u> し、常にこれを事務室に備えて置か なければならない。</p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p>第32条 資産総額の変更は、毎会計年度の 現在により会計年度終了後<u>2月</u> 以内に登記しなければならない。</p>